意見第１１号

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２７年１２月１１日

提出者　久喜市議会議員
猪　股　和　雄
杉　野　　修
田　中　　勝

久喜市議会議長　　井　上　忠　昭　　様

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書

日本全土の 0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の 74%が集中しています。度重なる米軍機の墜落や米兵による女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けてきました。第二次世界大戦末期における沖縄戦による民間人の多大な犠牲、さらに戦争終結後も 1972 年の本土復帰まで 27 年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されません。

日本政府は現在、沖縄県民の願いである普天間基地の返還と引き替えに、名護市・辺野古に新基地建設を決め、その建設を強行しようとしています。

しかし、米軍普天間飛行場の移設先を名護市辺野古にすることを明記した日米合意に対し、これまでにすでに沖縄県議会、那覇市議会、名護市議会において、その見直しを求める意見書が採択されており、名護市長選挙や昨年 11 月の沖縄県知事選挙、衆議院議員総選挙においても、沖縄県民から、はっきりとした新基地建設反対の民意が示されていることはもはや明白です。

沖縄の米軍基地は、もともと沖縄県民の意志を無視して一方的に土地を取り上げて建設され、米軍の世界戦略の一環として維持されてきたものです。特に、人口密集地域に隣接して「世界一危険な基地」といわれる普天間基地は、沖縄県民の安全とその意志を尊重して即時無条件に廃止・返還されるべきであり、名護市・辺野古への新たな基地建設と引き替えにされるべきものではありません。

沖縄県民の意志を踏みにじって辺野古基地建設を強行することは、地方自治の本旨に

背くものと言わざるを得ません。戦後一貫して過重な基地負担を強いられてきた沖縄県民に思いをはせるとき、沖縄に新基地建設は認めないという繰り返し示された県民の意志を第一義的に尊重すべきことは当然と言うべきです。

よって、政府に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久　喜　市　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣　　あて
防　衛　大　臣
外　務　大　臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）